

# 監 査 公 表

多監公第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定により平成25年度定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年6月25日

多久市監査委員 柴田 藤男  
多久市監査委員 牛島 和廣

## 監 査 結 果 報 告 書

### 1 監査実施年月日及び監査対象

監 査 年 月 日	監 査 部 署
平成25年5月30日	議 会 事 務 局

### 第2 監査執行者

多久市監査委員 柴田 藤男  
多久市監査委員 牛島 和廣

### 第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事務事業の執行

### 第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか

(5) 備品の管理は適正に行われているか

## 第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

指摘、指導事項については、次のとおりである。

予算の執行にあたっては、今後とも、厳正かつ効果的な執行に留意されるよう要望する。

### 【議会事務局】

#### 1 指摘事項

該当事項なし

#### 2 指導注意事項

該当事項なし

#### 3 検討指示事項

○ 議長車については、購入時より長期間使用されており、安全性や使用頻度等勘案し検討されたい。

○ 議会活動を支援し、市民と議会を結びつける役割を担う事務局として、さらなる機能の充実強化を図り、円滑な議会の運営に努められたい。

# 監 査 公 表

多監公第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定により平成25年度定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年11月19日

多久市監査委員 柴田 藤男  
多久市監査委員 牛島 和廣

## 監 査 結 果 報 告 書

### 1 監査実施年月日及び監査対象

監 査 年 月 日	監 査 部 署
平成25年10月29日	総務課
平成25年10月29日	選挙管理委員会事務局
平成25年10月29日	総合政策課
平成25年10月29日	防災安全課
平成25年10月31日	財政課
平成25年10月31日	税務課
平成25年10月31日	管財契約課

### 第2 監査執行者

多久市監査委員 柴田 藤男  
多久市監査委員 牛島 和廣

### 第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

#### 第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適正に行われているか

#### 第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

指摘、指導事項については、次のとおりである。その他軽微な事項については、口頭指導とする。

予算の執行にあたっては、今後とも、厳正かつ効果的な執行に留意されるよう要望する。

#### 【総務課】

##### 1 指摘事項

該当事項なし

##### 2 指導注意事項

該当事項なし

##### 3 検討指示事項

###### ○ 嘱託員制度の見直しについて

市の行政事務を補助させるために、市長の定める区域に嘱託員が置かれているが、高齢化社会、過疎化などにより、人口が減少している中で、制度の見直しは懸案課題事項である。人口減少の対策を加味して総合的な改革を推進されたい。

###### ○ 職員の時間外勤務について

全庁的に前年度と比較すれば減少しているが、時間外勤務の実態が一時的要因であるのか、業務量の増加による人員不足が生じていないかなど、その

本質的な原因の調査分析や事務分担の見直しをおこない、職員の健康面、事務執行の効率化に十分配慮されたい。

#### 【選挙管理委員会事務局】

- 1 指摘事項  
該当事項なし
- 2 指導注意事項  
該当事項なし
- 3 検討指示事項
  - 選挙の事務処理については、システム導入により効率的に業務遂行されているが、投票率の低下が懸念される。選挙制度・投票制度等の啓発により、若者の投票率の上昇を喚起するとともに、投票所の利便性を向上させるなど、対策を講じられたい。

#### 【総合政策課】

- 1 指摘事項  
該当事項なし
- 2 指導注意事項  
該当事項なし
- 3 検討指示事項
  - 学校跡地・跡施設については、懸案課題事項であり引き続き関係者と協議され、利活用の推進を図られたい。
  - 行政改革の推進、事務事業評価制度の導入により、補助金等の歳出削減に努められている。財政事情が厳しい中、これからも職員の意識向上に努め、行政改革の推進を図られたい。
  - 定住促進については、定住奨励金、持ち家奨励金、新婚世帯家賃補助金

等の対策がなされており、一定の効果は出ているが、人口減少の解消には繋がっていない。働き手・担い手である若者が減少し、地域に賑わいが失われていく状況を改善できるように、今後の若者定住促進施策の課題やその展望について検討され、定住政策推進のミニ住宅団地開発を展開されるよう要望する。

## 【防災安全課】

### 1 指摘事項

該当事項なし

### 2 指導注意事項

該当事項なし

### 3 検討指示事項

#### ○ 災害に備えた緊急時の対応について

集中豪雨等による災害で夜間の避難勧告・避難指示等の発令については厳しい判断が求められるが、市民の安全を守るために適切な判断ができるように、防災訓練を含め、防災無線・テレビ放映などの設備を充実させ、万全の体制で臨まれるよう要望する。

#### ○ 消防団員の確保について

消防団員は、それぞれ本業を他に持ちながら、地域の安心・安全のために、献身的かつ奉仕的に日々活動され、地域の防災力向上に大きな役割を果たされている。しかしながら消防団員の数は減少し、消防団員の確保は地域の防災力を高める上で極めて重要な課題である。少子高齢化や過疎化など社会環境の変化や地域社会の変容に対応しながら、関係者が一体となって引続き入団を促進されるよう要望する。

また、長年の消防活動で培った知識、経験を有する消防団員 OB で構成する災害活動の後方支援を行う分団等、消防団組織の拡充を検討されたい。

本市においては、平成24年7月の水防活動の功績が称えられ、防災功労者として、平成25年9月2日に内閣総理大臣表彰を受賞された。団長をはじめ各団員の活動・活躍に心から敬意を表する。

## 【財 政 課】

### 1 指摘事項

該当事項なし

### 2 指導注意事項

該当事項なし

### 3 検討指示事項

#### ○ 財政の健全化について

行政改革の推進、事務事業評価制度に基づく歳出削減等により収支改善が図られているが、歳入面では税収の低迷が続き、歳出面では社会福祉・医療などの経費増加により、財政運営は依然として厳しい状況にある。今後とも歳入の確保、歳出の抑制を図るなど健全な財政運営に努められたい。

#### ○ 市債について

市債については、有効な制度を活用した借入をおこなうなど歳入の確保に努力されているが、将来の債務負担が増大しないように、計画的な市債管理をおこない公債費の削減に努められるよう要望する。

## 【税 務 課】

### 1 指摘事項

該当事項なし

### 2 指導注意事項

該当事項なし

### 3 検討指示事項

○ 平成24年度の一般会計決算では、歳入総額に対する市税の割合は13%であり、年々減少傾向にある。収納率については、滞納整理指導員の指導、助言による滞納整理の推進、コンビニ収納の利便性確保などにより、前年度より0.1%向上している。市税は自主財源の中で最も重要な財源であり、今後とも収納率向上対策に積極的に取り組まれるよう要望する。また市税の課税については、課税客体の的確な把握や申告書等の未提出者に対する調査、

指導に努められ、税務行政に対する信頼を損なうような事態が生じないように留意されたい。

## 【管財契約課】

### 1 指摘事項

該当事項なし

### 2 指導注意事項

該当事項なし

### 3 検討指示事項

#### ○ 未登記の処理について

登記未処理物件が過年度分について数多く残存しているため、対策を講じ早急に処理されたい。

#### ○ 遊休地の処分について

遊休資産の保有処分については、長年の懸案課題事項である。早急に売却、利活用等の対策を講じられ、除草等維持管理の市の負担軽減を図られたい。

#### ○ 契約について

入札・契約に関しては、法令遵守により執行なされているが、随意契約が多く見受けられた。特殊性によるものでやむを得ないが、高額な契約が多くあり、理由書は添付されているが、随意契約を締結することの公正性、透明性、経済性の要件を客観的に示すことにより、具体的な理由を説明することが望ましい。このことは契約担当部署として、全庁的に周知徹底されたい。



# 監 査 公 表

多監公第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定により平成25年度定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年11月29日

多久市監査委員 柴田 藤男  
多久市監査委員 牛島 和廣

## 監 査 結 果 報 告 書

### 1 監査実施年月日及び監査対象

監 査 年 月 日	監 査 部 署
平成25年11月14日	建 設 課
平成25年11月14日	農 林 課
平成25年11月14日	農業委員会事務局
平成25年11月14日	商工観光課
平成25年11月14日	都市計画課
平成25年11月15日	会 計 課
平成25年11月15日	水 道 課
平成25年11月15日	市立病院

### 第2 監査執行者

多久市監査委員 柴田 藤男  
多久市監査委員 牛島 和廣

### 第3 監査の項目

(1) 財務に関する事務の執行

## (2) 事業に関する事務の執行

### 第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適正に行われているか

### 第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

指摘、指導事項については、次のとおりである。その他軽微な事項については、口頭指導とする。

予算の執行や入札・契約事務にあたっては、今後とも、厳正かつ効果的な執行に留意されるよう要望する。

### 【建設課】

#### 1 指摘事項

該当事項なし

#### 2 指導注意事項

該当事項なし

#### 3 検討指示事項

- 住宅使用料の現年度分については、22年度・24年度 100%、23年度 99.97%の収納率となっている。「新たな滞納者をつくらない」「滞納額を増やさない」の目標を掲げ、滞納者への意識改革を図るなど、成果が出ていることを評価する。過年度分の徴収についても納入指導を強化され、収納率の向上に努められたい。
  
- 老朽化した市営住宅の建て替えについては、住宅を取り巻く動向や住宅政

策の主要課題を踏まえ、社会環境の変化に対応した質の高い住まいづくりを目指し、効率的な施策展開を図られたい。

## 【農林課】

### 1 指摘事項

該当事項なし

### 2 指導注意事項

該当事項なし

### 3 検討指示事項

- 近年の農業情勢は時代の変遷とともに大きく変化している。特に水田農業政策で本市に影響する中山間地域直接支払制度、農地・水環境保全向上対策支援事業、米生産調整見直し等については、情報収集に努め関係団体と連携した対策を講じられるよう要望する。
- 現金管理について  
補助事業に係る各種団体の事務局を各々の規約により課内に置き、担当者が預金通帳及び通帳届出印を管理しているケースが見受けられた。不正経理や職員の不祥事を未然に防ぐ観点から、預金通帳と通帳届出印を別々に管理しチェックできるような体制を構築されたい。
- 地域農産物の情報発信について  
関係団体や関係課と連携し、多久市の農産物を活用した特産品や土産物の開発を推進し、農産物のブランド化を進めるとともに、市内外へ情報の発信をおこない、多久産のブランドの知名度を向上させるよう努められたい。

## 【農業委員会】

### 1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項  
該当事項なし

3 検討指示事項

- 耕作放棄地の対策については、制度を活用し、農用地の保全等の効果が的確に発揮され適切な農業生産活動が継続されるよう、関係団体と連携し対策を講じられたい。

#### 【商工観光課】

1 指摘事項  
該当事項なし

2 指導注意事項  
該当事項なし

3 検討指示事項

- 観光振興については、新規事業の展開により効果が出てきており、観光振興協議会の三部会の活動についても新たな展開が期待される。今後もビジネスの拡大、交流人口の拡大に繋がるような情報提供や多久の情報発信に努められたい。
- 関係職員の鋭意努力により、北部工業団地のA・Bロットは分譲が完了しており、Cロットについても引き続き誘致活動に精励されるよう望むものである。
- 中心市街地活性化へ向けた事業の展開がなされており、中核施設の建設が進行している。関係団体等連携を密にされ、目標とするまちづくりを推進されたい。

#### 【都市計画課】

1 指摘事項  
該当事項なし

## 2 指導注意事項

該当事項なし

## 3 検討指示事項

### ○ 公共下水道への接続と水洗化促進について

供用開始後の接続の現状と水洗化について、実態を把握するための調査を適切におこない、未水洗化の事由を的確に把握し、水洗化の促進を図るよう要望する。

### ○ 公園の管理について

中央公園、西溪公園は平成23年度から指定管理者に施設の管理を委託しているが、事業報告書やその他安全管理に関する報告書をもとに、チェック体制を強化され、市民の平等な利用の確保及びサービスの向上に努められたい。

## 【会計課】

## 1 指摘事項

該当事項なし

## 2 指導注意事項

### ○ 現金徴収の取扱について

出納員等が直接収納した現金は、直ちに（やむを得ない場合は翌日）取引店に払い込まなければならない（財務規則第32条）となっているが、現金領収日から金融機関への納入が数日経過しているものが、公共下水道使用料9件、農業集落排水使用料1件、保育料3件、水道使用料3件、また、領収書の不備が、水道使用料で領収日記入漏れ1件、頭金額記入漏れ1件、保育料で銀行出納印無1件、固定資産税で金額訂正印無1件、国民健康保険税で合計金額訂正印無1件あった。不正や事故等の未然防止のため、現金の取扱いについて関係各課へ周知徹底されたい。

## 3 検討指示事項

○ 指定金融機関からの要望については、県内の自治体と連携を図りながら、適正な対応をされるよう望む。

## 【水道課】

### 1 指摘事項

該当事項なし

### 2 指導注意事項

該当事項なし

### 3 検討指示事項

- 多久市水道施設整備計画を策定され、計画的な事業推進を図られているが、水道普及率の伸びによる需要増は期待できず、水道使用量も減少していく中で、佐賀西部地域水道事業統合計画への参画、巖木町・多久市共同浄水場の維持管理計画等、経営方針の見直しについては、他市の動向を注視しながら適正な対応をされるよう要望する。

未収金については、「あらたな滞納者をつくらない」「滞納額を増やさない」等の目標を掲げ、引き続き収納率の向上に努められたい。

## 【市立病院】

### 1 指摘事項

該当事項なし

### 2 指導注意事項

- 契約事務について

医療機器等のリース契約について、地方自治法234条の3により長期継続契約を締結されているが、契約書に「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する」旨の特約事項の定めがないものが散見された。長期継続契約を締結する場合特約事項の定めがないまま、債務負担行為をせずに複数年契約はできない。契約事務については、法令を遵守されたい。

### 3 検討指示事項

- 随意契約について

一般競争入札を原則としながらも、納入業者や専門業者との随意契約等が数多く見られる。専門的な部分においては、やむを得ないが、再度検証

し随意契約を締結することの公正性、透明性、経済性の要件を客観的に示すことにより、具体的な理由を説明することが望ましい。

○ 医師の確保について

地域医療に貢献する大学等との連携を密にし、医師の確保に努められ、診療科の充実を図られたい。

平成24年度は前年度に引き続き黒字決算となっており、医療スタッフの人材確保に鋭意努力されるなど、院長はじめ関係職員の経営努力に敬意を表する。

○ 施設の維持管理について

老朽化に伴い施設の更新等に多額の費用を要するので、事業計画に基づいた健全な財政運営に努められたい。

# 監 査 公 表

## 多監公第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定により平成25年度定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年2月5日

多久市監査委員 柴田 藤男  
多久市監査委員 牛島 和廣

## 監 査 結 果 報 告 書

### 第1 監査実施年月日及び監査対象

監 査 年 月 日	監 査 部 署
平成26年1月17日	教育委員会 教育総務課
平成26年1月17日	教育委員会 学校教育課

### 第2 監査執行者

多久市監査委員 柴田 藤男  
多久市監査委員 牛島 和廣

### 第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

### 第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか



- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適正に行われているか

## 第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

指摘、指導事項については、次のとおりである。その他軽微な事項については、口頭指導とする。

予算の執行にあたっては、今後とも、厳正かつ効果的な執行に留意されるよう要望する。

### 【教育総務課】

#### 1 指摘事項

指摘事項なし

#### 2 指導注意事項

指摘事項なし

#### 3 検討指示事項

- 4月に小中一貫校3校が同時に開校し10ヶ月が経過したが、順調に学校経営、教育実践がなされており、教育行政に携わる関係職員の努力に敬意を表する。

スクールバスの運行については、万全の対策がなされているが、児童・生徒の乗車中のマナーについては、引き続き運行業者、学校との連携による安全教育を徹底されるよう要望する。

学校統合により、経費節減につながった部分もあるが、閉校となった学校の維持管理費、校舎の破損等の問題があり、跡地・跡施設の利活用については、関係課と連携を図り、地域として施設の必要性、費用対効果を勘案し早急に決断されるよう望むものである。

## 【学校教育課】

### 1 指摘事項

該当事項なし

### 2 指導注意事項

#### ○ 委託料の執行について

多久市基礎学力向上研究事業の委託契約において、収支報告書に学校管理費で支出すべき経費が見受けられた。

事業費と学校管理費の区分を明確にした上で、担当課は内容をきちんと精査・検証し、適切な執行の指導を行う必要がある。また、各委託事業費の管理については、通帳と印鑑は分けて管理するなど、相互監視が働くような体制を徹底し、取扱いには十分留意するよう適宜指導を行うことを要望する。

#### ○ 委託料の履行確認について

実績報告書が、事業費の収支報告書のみとなっているのが見受けられた。事業目的に沿った業務完了報告書の提出を求めて確認をおこなうことで、より適正な審査及び履行確認となるよう留意されたい。

### 3 検討指示事項

- 4月に小中一貫校3校が同時に開校し10ヶ月が経過したが、教育目標・理念のもと順調に学校経営や教育実践がなされており、先進校として注目され、県内外から多数の教育行政視察団が多久市を訪問されている。教育行政、教育現場に携わる関係職員の努力に敬意を表する。

引き続き、地域と連携し、各学校の地域の特色を生かした取り組みや教育環境づくり、地域の人材・素材を活用した「多久学」を推進され、教育の質の向上・人材育成に繋がることを期待する。

## 監 査 公 表

多監公第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定により平成25年度定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年2月25日

多久市監査委員 柴田 藤男  
多久市監査委員 牛島 和廣

### 監 査 結 果 報 告 書

#### 第1 監査実施年月日及び監査対象

監 査 年 月 日	監 査 部 署
平成26年1月27日	教育委員会 生涯学習課
平成26年1月27日	人権・同和対策課
平成26年2月5日	福 祉 課
平成26年2月5日	健康増進課
平成26年2月5日	市民生活課

#### 第2 監査執行者

多久市監査委員 柴田 藤男  
多久市監査委員 牛島 和廣

#### 第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

#### 第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適正に行われているか

#### 第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

指摘、指導事項については、次のとおりである。その他軽微な事項については、口頭指導とする。

予算の執行にあたっては、今後とも、厳正かつ効果的な執行に留意されるよう要望する。

#### 【生涯学習課】

##### 1 指摘事項

指摘事項なし

##### 2 指導注意事項

- 施設の使用料については、条例では許可する際に徴収すると規定されているが、使用日を過ぎても未納となっているものが、散見された。月次毎に調定をチェックし未収入は催促、還付対象者は還付請求をさせるなど、適切な事務処理をされたい。

##### 3 検討指示事項

- 閉校となった学校の跡地・跡施設の利活用については、学校の維持管理費、校舎の老朽化や破損等の問題があり、地域として施設の必要性、費用対効果を勘案し、関係課と連携を図り早急に決断されるよう望むものである。

また旧北部小学校については、地元検討委員会の提言を受け、庁内で検討されているが、市役所近隣の施設を一体とした活用方法を考案され、担

当課としての計画を提示し推進していくことも重要と考える。生涯学習のための基盤強化を図るために慎重な決断を望むものである。

## 【人権・同和対策課】

### 1 指摘事項

該当事項なし

### 2 指導注意事項

該当事項なし

### 3 検討指示事項

- 同和問題の解決を図るため、国は地方公共団体と共に特別措置法に基づき、地域改善対策を行ってきた。その結果、同和地区の生活環境・基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善された。現在同和問題については、各般の一般対策によって、的確に対応していくものとされている。市の補助金や委託業務については、これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生じることがないように配慮し、事業内容等精査・検証され実態に沿った見直しを図られるよう要望する。
  
- 同和問題をめぐる人権侵害、インターネットによる人権侵害、高齢者、障害者等の人権をめぐると人権侵害、いじめ、体罰、虐待等の子供にかかわる深刻な問題、女性に対する暴力の問題等、人権課題に対する取組は全国的になされているが、その防止や解決は決して容易ではない状況が続いている。本市において目立った事象は発生していないが、人権相談業務の内容、相談体制等人権擁護制度について市民に知ってもらうことも重要であり、人権教育・人権啓発活動と連携を図りつつ、差別のない明るい社会の実現に向けた情報の発信に努められたい。

## 【福祉課】

### 1 指摘事項

該当事項なし

## 2 指導注意事項

該当事項なし

## 3 検討指示事項

- 本市の生活保護世帯は増加傾向にあり、生活保護費の支給も増加している。生活保護費は、最低生活の維持のための給付であり、既に支給した生活保護費のうちで、本来なら必要のなかった者に対する支給額や必要を超えた支払額については、法第63条に基づく返還又は第78条に基づく徴収がおこなわれるが、その残高についても年々増加している。就労による自立の促進(就労自立給付金の創設)、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等、生活保護法の一部改正が平成26年7月1日から施行される。保護からの脱却、申告漏れの防止や不正受給の抑制につながるよう、制度の内容を周知徹底され、適切な指導をなされたい。

### 【健康増進課】

## 1 指摘事項

該当事項なし

## 2 指導注意事項

該当事項なし

## 3 検討指示事項

- 健康増進事業については、住民の健康増進に資するものであることから、目標を掲げ計画的に事業の推進がなされている。

特定健診受診率は年々受診者が増加するとともに上昇しており、目標値には達成していないが県内で上位を占めるなど、関係機関、関係職員の努力によるものと敬意を表す。

がん検診の受診率は年々横ばい、微増となっている。検診を受けることにより疾病の早期発見、早期治療といった二次予防に加え、健康増進を図ることで、発病そのものが抑制でき医療費適正化に繋がることを期待する。

住民が健康増進ならびに疾病予防の自助努力、「自分の健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資するために、食生活改善推進委員の育成強化、健康教育等、生活習慣病の予防その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図られたい。

## 【市民生活課】

### 1 指摘事項

該当事項なし

### 2 指導注意事項

該当事項なし

### 3 検討指示事項

#### 窓口係

- 戸籍謄本等の不正取得が他県において摘発されている。正当な理由があれば、第三者による取得は認められているが、本人以外の者が交付申請してきた場合は、引き続き厳正なチェック体制により、不正取得の抑制に努められたい。

「本人通知制度」については、全国ですでに導入されている自治体もあり、戸籍謄本等の不正取得の早期発見、個人情報不正利用防止や事実関係の究明が可能となるので、近隣市・町と導入に向けた調整を図られたい。

#### 保険年金係

- 国民健康保険事業・後期高齢者医療の事務処理については、制度等の改正に伴い煩雑になっており、システム導入により業務の効率化を図っているが、厳正なチェック体制により適正な事務処理がなされるよう要望する。